

企業繁栄のアドバイザー

未来税務会計ニュース

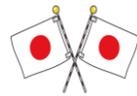
4月は新入社員の研修だが休みが多い。
5月病にならないように

(1)確定申告期間中は、巡回監査に回れずご迷惑をお掛けしましたことをお許し下さい。3月19日以降、職員が巡回しておりますので、宜しくお申し上げます。3月決算で利益計上されております方は、3月31日までに色々と節税対策をご検討下さい。中小企業倒産防止掛金や生命保険の加入によって、退職金・賞与に活用することもできます。担当者とよくご相談下さい。

(2)3月は卒業や転勤等で別れの季節ですが、4月は新しく入学式や新入社員の出会いが始まります。人生、分かれと出会いの繰り返しですが、一度結婚したらお互いに子供のことを考えて離婚をしないようにしましょう。子供は、親を選ぶことが出来ません。子供の将来を左右するのも夫婦次第です。お互いに我慢することです。人口動態調査の資料の公開によりますと、平成30年分のデータでは、婚姻届が約59万件、離婚届が約21万7000件となっており、離婚届の件数が婚姻届の件数の大体3分の1程度になっていることがわかります。これが「3組に1組が離婚する時代」と言われる所以です。



(3)「**やってみせ 言って聞かせて させてみて 誉めてやらねば人は動かじ**」これは、山本五十六の格言です。当事務所では、新入社員の研修を、入社1年2年の者にカリキュラムを作成させて、研修することにしました。先輩も人に教えるとなると、新鮮な気持ちになり、学ぶより3倍くらい練習しなければならなくなり、職場が盛り上がるものと期待しています。



(4)西田私見ですよ!

1. あまりにも連休が多い(平成30年11月1日第408号(第197号)発行 同封資料参照)。先日、銀行から4月27日から5月6日まで10連休に伴うお知らせが届きました。経営者として、①給与の支払いはどうするのか、②色々な支払いはどうするのか、これを受け取る従業員の給与による各種支払方法はどうか、また業者は入金がないのに支払いをしなければならないのにどうするのか、③この連休で一番喜んでるのは公務員、若しくは、観光業者等ではな

未来を語り 未来を創り 未来に残す。

いでしょうか。④一方では、連休によって収入が得られず泣いている人もいます。アルバイト、日雇い労働者、建設業関係の職人は一日いくらでの生活にも関わらず、1ヶ月のうち10日分は収入がない訳ですから、これらの人々の生活はどうしてくれるのか。大型連休で泣いている人々は所得の低い人々であることを国会議員や安倍首相はどう思っているのでしょうか。

2. 世界の中で最も祝祭日の多い国は日本です。祝祭日+有給休暇消化数の多い国は、フランス、スペイン、オーストリア、イタリアです。これらの国々は、経済は発展していません。消費税の高い国です。しかし、経済大国1位のアメリカと2位の中国は消費税がありません。消費税の高い国は経済が発展しないのではないかと思いますよ。休みが多いのが働き方改革ですか?日本人の良きところは勤勉でよく働くことです。日本は衰退するのが目に浮かんで来ますね。皆様で考えませんか。

ものづくり・商業・サービス経営力向上支援事業

『平成30年度補正ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金』の公募が開始されております。

1. 事業の目的

足腰の強い経済を構築するため、日本経済の屋台骨である中小企業・小規模事業者等*が取り組む生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等の一部を支援します。(…*特定非営利活動法人を含む。)

2. 補助対象者

本補助金の補助対象者は、日本国内に本社及び実施場所を有する中小企業者および特定非営利活動法人に限りです。

3. 公募期間

2019年2月18日(月)~2019年5月8日(水) [消印有効]

4. 補助対象要件

認定支援機関の全面バックアップを得た事業を行う中小企業・小規模事業者であり以下の要件のいずれかに取り組み、3~5年で「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画であることが条件です。



- 要件① 「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」で示された方法で行う革新的なサービスの創出・サービス提供プロセスの改善であること
- 要件② 「中小ものづくり高度化法」に基づく特定ものづくり基盤技術を活用した革新的な試作品開発・生産プロセスの改善であること

今回のものづくり補助金は2類型に分かれています。

(1) **一般型**(補助上限額:1,000万円、補助率1/2)※1※2
中小企業・小規模事業者が行う革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援します。

(2) **小規模型**(補助上限額:500万円、補助率:1/2)※1※2※3
小規模な額で中小企業・小規模事業者が行う革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を支援します。(設備投資を伴わない試作開発等も支援)

※1 生産性向上特別措置法に基づき一定の条件を満たす事業者が先端設備等導入計画を一定の期間に新たに申請し認定を受けた場合の補助率は2/3以内

※2 一定の条件を満たす中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画を一定の期間に新たに申請し承認を受けた場合の補助率は2/3以内。

※3 小規模企業者・小規模事業者、特定非営利活動法人(従業員20人以下)の補助率は2/3以内。



(1)~(2)共通で、専門家を活用する場合、補助上限額が30万円アップします。関心のある方はお早目に担当者までお問い合わせ下さい。

『働き方改革』取り組んでいますか?

4月から、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」(通称、働き方改革)が施行されました。御存じの方も多いと思いますが、右記のスケジュールを踏まえた上で一部ご紹介いたします。

	大企業	中小企業
年次有給休暇の時期指定義務		
労働時間の把握の実効性確保		
フレックスタイム制の拡充	2019年4月施行	
勤務間インターバルの努力義務		
高度プロフェッショナル制度新設		
時間外労働の上限規制	2019年4月施行	2020年4月施行
月60時間超の時間外労働の割増賃金率引き上げ	(大企業は適用済)	2023年4月施行

1. 年次有給休暇の時期指定義務

年次有給休暇が10日以上付与される労働者(*)に対して、そのうちの**年5日**について**使用者が時期を指定して取得**させることが義務付けられました。(業種・規模問わず全ての企業に適用)

◆(*)の条件を満たせば、**パートやアルバイトも対象**です。

◎曖昧な管理体制にならないように、年次有給休暇管理簿(取得・指定した日にちなみなど明らかな書類)を作成する必要があります。

◎年次有給休暇をとりやすい会社を目指し、業務内容を見直す、あるいは計画的付与を導入するなど対策を講じる必要があります。

2. 労働時間の把握の実効性確保

健康管理の観点から、**裁量労働制が適用される人や管理監督者も含め**、すべての労働時間の状況が**客観的な方法**(タイムカードやパ

ソコンのログインなど) **その他適切な方法で把握**されるように法律で義務付けられました。

当事務所でも、働き方改革に取り組んでいます。職員のモチベーションや仕事の生産性が上がることと思います。

平成31年度雇用保険料率・労災保険料率

平成31年4月1日から平成32年3月31日までの雇用保険料率は平成30年度の据え置きとなりました。一般の事業で9/1,000、農林水産・清酒製造の事業で11/1,000、建設の事業で12/1,000です。

平成31年4月1日からの労災保険料率は変更なしとなります。労災保険料は3年に1度の改定を行っており、平成30年4月1日に改定がありましたので、平成31年度は改正なしとなります。

現在の労災保険料率は全業種の平均で4.5/1,000となっています。業種ごとの詳しい料率は、厚生労働省のHPでご参照ください。

(<http://www.mhlw.go.jp/>)

健康保険料率のお知らせ

平成31年度、4月納付分から、健康保険料率・介護保険料率が引上げられます。詳細HP (<https://www.kyoukaikenpo.or.jp>)

○健康保険料率(熊本県)

給与・賞与の 10.13% H31.2(3月納付分迄)	→	給与・賞与の 10.18% H31.3(4月納付分から)
-----------------------------------	---	------------------------------------

健康保険料率(鹿児島県)

給与・賞与の 10.11% H31.2(3月納付分迄)	→	給与・賞与の 10.16% H31.3(4月納付分から)
-----------------------------------	---	------------------------------------

○介護保険料率(熊本県・鹿児島県)

給与・賞与の 1.57% H31.2(3月納付分迄)	→	給与・賞与の 1.73% H31.3(4月納付分から)
----------------------------------	---	-----------------------------------

改元に伴う影響～しばらく「平成」が続きます～

4月1日に新元号が発表されましたが、税金や社会保障などに関わる行政システムの一部については、新元号となる



5月1日以降も「平成」の元号を一定期間使い続けることとなります。納税や年金支給などで混乱を避けることを目的とし、多くの自治体では以下のように取り扱うことを公表しております。

- ①公表前に事務処理が行われる関係上、「平成31年」「平成32年」の表記で書類等が送付されます。
- ②改元後に改めての送付はされません。「平成」が使用された書類等であっても有効なものとして取り扱われますのでご安心下さい。

行政等から届く書類に関してしばらくは「平成」と「新元号」の両方が使用されることとなりますのでお気をつけください。

ソリマチ会計王・給料王 なんでも無料相談会

当事務所お客様限定にて、ソリマチ製品をご検討の方にご使用中の疑問等、なんでも“無料”かつ“個別対応”でお答えします。※先着制

日時：平成31年4月20日(土)

場所：未来税務会計事務所3階会議室

時間：①10:00～11:00 ②14:00～15:00

メールでの申込となりますのでご注意ください！！

申込先：mirai2030-ide@memoad.jp 担当：出(イデ)



今月も無料個別相談会を開催します！

当事務所では、相続・事業承継に関する様々な疑問にお答えするために、個別相談会を開催致します。

日時：平成31年4月24日(水)

11:00～16:00の中での1時間

※上記の時間帯は先着順での受付と

なるため、ご希望の時間帯に沿えない場合がございます。予めご了承ください。 ※詳しくは別紙にて

※上記日程以降も毎月個別相談会を開催予定としております。また、電話相談は正確なアドバイスができませんので、一切行っておりません。この機会に是非ご参加下さいませ。

毎週水曜は無料相談日



企業シリーズ264

(株)瀬川製茶

株瀬川製茶は阿蘇のふもと大自然の恵みを受け、創業50年以上茶業に携わり、皆様に喜ばれるお茶づくりに日々努力いたしております。

日本茶のプロである日本茶インストラクターをはじめとして、他従業員一同、良質でおいしいものはもちろん、より安全で安心なお茶づくりを心がけております。是非一度ご賞味ください。



【お問合せ先】

〒869-1214 菊池郡大津町瀬田 1025

TEL: 096-293-0177 FAX: 096-294-0083

ホームページ: <http://www.segawaseicha.com>

お茶の通販、全国発送も承ります。

瀬川製茶 検索

制作・発行：税理士法人 未来税務会計事務所
〒862-0933 熊本県熊本市東区小峯 1-1-106
Tel: 096-368-2030 / Fax: 096-368-4639
<http://www.mirai-town.net/>



連休の後に、5月病対策を(経営者はつらいね)

日本の農産物高くても買しましょう。それは日本の自然環境と生命、健康等を守ることです。(日本の農産物を高く買う国民運動連盟)